第６節　新興感染症対策

■ 現　状

１　新型コロナウイルス感染症の流行

（１）国や都の状況

○　令和元年 12 月に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、急速に感染が拡大し、令和２年３月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の適用対象となり、令和５年５月に５類感染症となるまでの長期にわたり、変異株の置き換わりによる流行の波へ対応する体制の構築が求められました。

○　国は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき対応を行うほか、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）を改正し、新型コロナ対策の実効性の担保、まん延防止策に係る体制整備、機動的なワクチン接種体制の整備等を実施しました。

○　都においては、区市町村の圏域を超えて急速に拡大した感染症に機動的・的確に対応するため、病床確保、広域的な入院調整、各種業務の都内統一方針の策定、フォローアップセンター等による健康観察、往診体制の強化など、広域自治体として様々な取組を実施し、東京モデルとされる保健・医療提供体制を構築しました。

○　都は、感染症法第１０条第１項に規定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画として、感染症の脅威から都民を守る施策を推進するため、令和６年３月、感染症の発生予防・まん延防止や医療提供体制の確保等について定める「東京都感染症予防計画」（以下「予防計画」という。）を改定しました。

（２）圏域の状況

○　コロナ禍において、圏域各市では、ＰＣＲ検査センター[*1]の整備、新型コロナワクチン接種事業、市民への自宅療養支援策等、様々な感染拡大防止策を実施しました。

○　圏域の診療・検査体制では、圏域各市医師会の支援により、令和２年５月から順次地域外来・検査センターが設置され、同年 10 月からの診療・検査医療機関制度[*2]についても、圏域各市医師会及び医療機関の協力により、機関数は段々と増加し、圏域内の新型コロナに係る診療・検査体制は拡充されました。

＊1　**ＰＣＲ検査センター**：主に新型コロナの発生初期に、地域の外来・検査機能の強化に資するため、自治体が医師会等に運営委託を行い、地域の診療所等の医師の判断に基づく検査の依頼により行政検査（主に検体採取）である新型コロナにかかるＰＣＲ検査を行った地域外来・検査センターをいう。

＊2　**診療・検査医療機関制度**：令和２年１０月当時、今後の季節性インフルエンザ流行期を見据え、多数の発熱患者等が地域において適切に診療・検査を受けられるよう、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関として体制整備が図られた。令和５年５月の５類感染症への移行まで体制は継続し、５類感染症移行後は「外来対応医療機関制度」に制度変更され、令和６年３月に終了した。

○　令和４年度の診療報酬改定により、圏域の感染対策向上加算届出医療機関[*3]、圏域各市医師会及び保健所による、新興感染症等に対応できる医療提供体制構築に向けた取組が開始されました。

○　保健所は、圏域の関係機関からなる「北多摩南部健康危機管理対策協議会（平成 16 年度設置）」兼「北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会（平成 20 年度設置）」（以下「協議会」という。）において、関係機関との連携体制の構築を重ね、新型コロナ対応では、従来の連携体制を生かし、圏域の関係機関による連絡会を定期的に開催する等、圏域内での緊密な連携体制を構築しました。

○　保健所では、相談・検査、積極的疫学調査、療養調整、健康観察等多岐にわたる業務が増大しました。都による業務の一元化や患者管理の DX 推進等、保健所の業務整理を経て、全所体制による対応体制を構築し、長期にわたる新型コロナ業務に対応することができました。

○　保健所では、新型コロナ対応を踏まえ、平時からの準備として、新興感染症等発生時の組織体制や人材確保・育成、感染症業務・情報伝達・システム利活用等の実践型訓練の実施、及び関係機関との連携等を盛り込んだ「多摩府中保健所健康危機対処計画（感染症編）」（以下「健康危機対処計画」という。）を、令和６年３月に策定しました。（図１）

【図１】

「東京都多摩府中保健所健康危機対処計画（感染症編）」の概要

策定根拠

◆令和５年３月改正「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（厚生労働省）

※「東京都感染症予防計画」
「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」
との整合性を図る

実効性の担保

◆健康危機の未然防止策・発生時対応等を協議し、関係機関の連携を深める「健康危機管理対策協議会」及び　訓練等の企画・効果検証等を行う「健康危機対処計画（感染症編）推進部会」を設置・運営し、協力体制等を協議・調整

◆訓練等の効果検証等を行い、協議会等を活用して必要に応じて本計画を見直し

本計画で定める内容

新型コロナウイルス対応を踏まえ、平時　及び　新興感染症の発生段階ごとに、以下項目について規定

組織体制等	受援体制等	業務体制	関係機関等との連携	情報管理等
✓ 発生時の所内体制 ✓ 必要な人員数の想定 ✓ 人材確保・人材育成	✓ 応援職員の受入れ ✓ 執務環境の整備 ✓ 職員の安全管理	✓ 相談、地域の医療・検査体制、積極的疫学調査、移送、入院調整等業務への備え	✓ 市、医療機関、関係団体等との連携	✓ 情報管理 ✓ リスクコミュニケーション

「東京都多摩府中保健所健康危機対処計画（感染症編）」における人材育成・連携体制

人材育成

人材育成

有事の発生に備え、研修・訓練を実施

対象者

■ 保健所職員（医師・保健師・その他職種の職員）
■ 管内の市職員
医療機関等職員
大学等職員
■ ＩＨＥＡＴ登録者 等

研修・訓練の例

● 初動対応への訓練
● 感染症業務訓練
● 情報連絡訓練
● ＩＣＴ利活用に関する訓練
● 感染症対策・危機管理の基礎研修
● 感染症対策に係る法制度
● リスクコミュニケーション等に関する基礎的な講義　等

外部人材の確保

■ 庁内応援職員、会計年度任用職員、人材派遣職員、管内大学職員、管内医療機関職員 等外部人材確保について、平時より協議・検討
■ 応援職員リストを平時から作成し、定期的に更新

関係機関との連携

平時における準備

管内市を対象

■ 連絡会・人事交流等を通じた業務の相互理解と顔の見える関係の構築
■ 研修実施による知識・実務の習得及び関係者間のネットワーク作りの機会確保
■ 管内統括保健師等の連携による市保健師・所保健師の連携強化・専門性向上及び保健師の組織横断的ネットワークの構築
■ 発生時の情報共有内容・方法等の検討・協議

管内医療機関等を対象

■ 平時から発生時対応や連携体制について協議・調整を行い、顔の見える関係を構築
■ 所と医療機関との合同訓練の実施、管内医療機関によるカンファレンス・訓練への参加
■ 耐性菌対策に取組む医療機関の自主的な取組を支援

新興感染症発生時の対応

■ 定期的な連絡体制の確保➡ＷＥＢ会議、メーリングリスト等により情報共有
■ 関係機関への研修等➡流行する感染症の特性を踏まえた対策等の講習を実施

---

*3　**感染症対策向上加算届出医療機関**：令和４年度診療報酬改定で新設及び見直しがなされた施設基準である「感染対策向上加算１」「感染対策向上加算２」「感染対策向上加算３」及び「外来感染対策向上加算」のこと。主に病院の施設基準である加算１・２・３については、令和３年度までの感染防止対策加算による取組を踏まえつつ、個々の医療機関等における感染防止対策の取組や地域の医療機関、医師会、保健所が連携して実施する感染症対策の取組を更に推進する観点から、感染防止対策加算の名称を感染対策向上加算に改められたとともに、要件が見直された。「外来感染対策向上加算」は、診療所について、平時からの感染防止対策の実施や、地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策への参画を更に推進する観点から、外来診療時の感染防止対策に係る評価として新設された。

2　新型インフルエンザ流行の懸念

○　東南アジアなどを中心に、家禽類の間で高病原性鳥インフルエンザＡ（Ｈ５Ｎ１）が発生し、平成 15 年以降継続的に家禽からヒトに感染し死亡する例が報告されています。平成 13 年に中国から報告された鳥インフルエンザＡ（Ｈ７Ｎ９）も、ヒトに感染し死亡する例が報告されています。どちらも持続的なヒトからヒトへの感染は認められていませんが、今後、遺伝子変異により世界的な大流行（パンデミック）を起こす可能性は否定できないことから、継続して状況を注視しています。

○　「新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「政府行動計画」という。）は、平成 21 年に発生した新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の教訓を踏まえ、対策の実効性を高めるために平成 24 年 5 月に制定された特措法に基づき平成 25 年に策定されました。

○　その後、新型コロナ対応の経験を振り返り、平時の備えの不足、変化する状況への柔軟かつ機動的な対応及び情報発信を主な課題とし、新型コロナ対応の経験やそれらの課題を踏まえ、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」「基本的人権の尊重」の３つの目標を実現するため、政府行動計画が令和６年７月に全面改定されました。

■ 課　題

1　新たな感染症等が発生した場合、あらかじめ定めた健康危機対処計画に基づき、保健所において迅速に体制を整える必要があります。

2　新興感染症発生を想定し、平時より関係機関との連携体制を推進する必要があります。

■ 今後の取組

健康危機対処計画に基づく新興感染症発生時に備えた保健所体制及び圏域の地域連携体制の強化

＜保健所＞

○　新興感染症発生時は、圏域各市、圏域各市医師会、医療機関等関係機関との連携・協力が重要です。このため、平時から会議や研修及び訓練を通じて顔の見える関係づくりを推進します。

○　新興感染症の発生に備え人材確保を計画的に進めるため、平時から保健所の医師・保健師以外の職員も対象に研修を行うとともに、圏域の関係機関職員の人材育成や、感染症に関する実践的訓練を実施します。

○　新興感染症発生時には、あらかじめ整備したメーリングリスト等の仕組みを活用し、迅速な情報提供や情報共有を実施します。

○　北多摩南部健康危機管理対策協議会及びその部会である健康危機対処計画（感染症編）推進部会（令和６年度設置）を活用し、健康危機対処計画を基にした研修及び訓練等を企画、評価及び検証を行い、その結果を計画に反映する等、不断の見直しを行っていきます。

＜市＞

○　圏域各市医師会、医療機関等と協議しながら、医療体制の構築を進めます。
○　住民に対する予防接種体制を構築します。
○　保健所及び関係機関との連携及び協力により、住民に対して感染症に関する情報提供及び普及啓発を行います。
○　予防計画に定められた役割分担に基づき、都が実施する施策に協力します。
○　政府行動計画の改定及び「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成 25 年 11 月策定）の改定を踏まえ、市における新型インフルエンザ等対策行動計画を改定します。

＜関係機関＞

○　予防計画に定められた役割分担に応じて、診療・検査や入院治療の確保等に協力します。
○　住民接種等予防接種体制整備への協力を行います。
○　保健所、市等と連携した訓練及び研修会等を実施します。

■ 評価指標

指標	現状	目標
感染症対応に係る訓練・研修等	（令和６年度取組開始予定）	年１回の実施

参考

1　東京都感染症予防計画（令和６年３月改定）東京都保健医療局
2　多摩府中保健所健康危機対処計画（感染症編）（令和６年３月）